## 主な二国間協議及び現地調査(平成 29 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
イタリア産オリーブ漬け物 (硫酸銅)	平成28年2月から協議開始。イタリア政府との協議を踏まえ、 平成29年12月に証明書が添付された貨物については通常の 監視体制とした。協議継続中。	
韓国産容器包装詰加圧加 熱殺菌食品(発育し得る微 生物)	平成26年8月から協議開始。韓国政府から提出された改善措 置及びこれまでの検査実績を踏まえ、平成29年12月に通常 の監視体制とした。	
フランス産ソフト及びセミハ ードタイプのナチュラルチー ズ (リステリア・モノサイトゲネ ス)	平成27年1月から協議開始。リステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成30年2月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	
フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 O103)	平成24年7月から協議開始。腸管出血性大腸菌O103に係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成30年2月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	
パラグアイ産ゴマの種子 (残留農薬)	平成25年8月、検査命令の対象となったことから協議開始。 パラグアイ政府において残留農薬に係る対策が図られたこと から、平成29年3月に現地調査を実施し、平成29年7月にパ ラグアイ政府により登録された輸出者から輸出されるゴマの 種子について検査命令を免除する体制とした。	平成 29 年 3 月
韓国産ま〈わうり (残留農薬)	平成29年8月から協議開始。韓国政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、平成30年2月に現地調査を実施し、平成30年3月に韓国政府により登録された輸出者から輸出されるまくわうりについて検査命令を免除する体制とした。	平成 30 年 2 月
英国産牛肉 (BSE)	英国政府と協議を行い、平成29年7月に現地調査を実施し、 BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成 29 年7月
オーストリア牛肉 (BSE)	平成29年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価を 踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、オーストリア政府 と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について 現地調査にて確認し、平成29年9月に輸入を解禁した。	平成 29 年7月
米国産牛肉 (BSE)	平成29年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 29 年 12 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成30年3月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 30 年 3 月